

－傷害保険（特定感染症危険補償特約セット契約）等における「入院」の特別取扱いについてのご案内－

1. 実施内容

下記2. 傷害保険等における「入院」保険金のお支払いにつきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、医師の指示に基づき臨時施設（ホテル等の宿泊施設を含みます。）または自宅において療養する場合も「入院」として取り扱い、入院保険金等をお支払いいたします（*1）。

（*1）医師の証明書等をご提出いただく場合に限りです。

2. 主な対象商品

- ・ 日常生活傷害補償（*2）
- ・ ジョイエ傷害保険（個人プラン、キッズプラン、ファミリープラン）（*2）
- ・ 普通傷害保険（*2）
- ・ 家族傷害保険（*2）
- ・ 総合補償保険（*2）
- ・ 学生・生徒総合補償保険（*2）
- ・ ジョイエ医療保険
- ・ 所得補償保険
- ・ 労災あんしん保険（*3）等

（*2）「特定感染症危険補償特約」「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約」がセットされた契約。

（*3）労災保険法等によって給付が決定された身体障害による入院に限りです。